

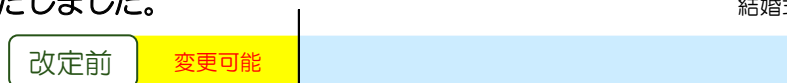
2025年5月1日
 株式会社メモロイド・ライフ

結婚式キャンセル費用補償をお申込のお客様へのご案内

このたび、「結婚式キャンセル費用補償」は、お客様の利便性向上の一環として、保険期間の変更可能期間および補償プラン変更可能期間について申請可能期限の見直しを行いました。改定内容につきましては下記の通りでございます。

1. 「保険期間の変更（短縮・延長）申請可能期限」について

従来、保険期間の変更（短縮・延長）申請可能期日を、結婚式開催日の「6か月前まで」としておりましたが、その規定を見直し、結婚式開催日の「3か月前まで」に変更いたしました。



結婚式開催日の変更、6か月前までを
 結婚式開催日の変更、3か月前までに変更！



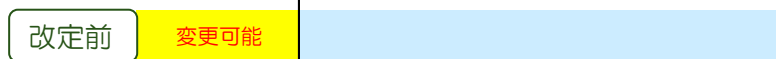
また、変更後の結婚式開催日について、従来は「結婚式開催日の前後1か月以内に限る」としておりましたがその規定を見直し、「変更後の結婚式開催日までの期間が保険契約日から起算して1年以内で可能」に変更いたしました。



変更する結婚式開催日については、元の結婚式開催日の前後1か月までを
 変更可能、前後1か月
 契約日から1年以内ならいつでも変更可能に！



2. 「補償プラン（保険金額）の変更申請可能期限」について従来は、補償プラン（保険金額）の変更申請可能期限を、結婚式開催日の「180日前まで」としておりました規定を見直し、結婚式開催日の「3か月前まで」に変更いたしました。



補償プランの変更、180日前までを
 補償プランの変更、3か月前までに変更！



以上